

内部統制報告書のポイント:「重要な欠陥」

矢島 格

08 年 4 月より適用された内部統制報告制度では、内部統制報告書の作成は事業年度末日を基準に、提出は事業年度経過後 3 ヶ月以内に行うことになっています。このため、多くの企業が、はじめて作成した内部統制報告書を 6 月末までに公開することになりました。

この内部統制報告書の内容で最も注目されたのが、「重要な欠陥」の有無です。「重要な欠陥」とは、財務報告において一定の金額を上回る虚偽記載または質的に重要な虚偽記載をもたらす可能性の高い内部統制の不備のことであり、内部統制実施基準では事業年度末日時点でこの「重要な欠陥」がないことをもって財務報告に係る内部統制の有効性が判断されることになっています。つまり、「重要な欠陥」の有無は内部統制報告書のポイントと言えるでしょう。なお、「重要な欠陥」の意義としては、08 年 6 月に追加 Q&A として金融庁が公表しましたとおり、財務報告に係る内部統制について今後改善を要する重要な課題があることを投資者等に対して示すことにあり、その重要な課題は制度の適用を繰り返していくなかで解消されていくことが期待されています。

ところで、実際はどうだったのでしょうか？ 町田・プロネクサス総合研究所（2009）の調査によれば、「重要な欠陥」を報告した企業は、6 月 30 日 18：00 時点で EDINET（金商法に基づく開示書類の電子開示システム）で閲覧可能となった 2,672 社のうち 56 社（約 2％）にすぎなかったそうです。ちなみに、米国では、SOX 法導入初年度では制度適用対象企業の約 16％の企業が、「重要な欠陥」を報告しており、その比率には日米間で大きな差があります。

この結果は、わが国において、内部統制評価に真摯に取り組む、「重要な欠陥」が見つかった場合には適切かつ速やかに是正されるように、企業や監査法人等が人員とコストを投入して懸命に対応したことによって得られたものだと思います。

しかし、一抹の不安が完全には払拭できません。繰り返しになりますが、「重要な欠陥」は、開示されてから制度の適用を繰り返すなかで是正されていくもので、企業自体に欠陥があることを意味するのでは決してなく、ましてや罰則の対象になるものでもありません。けれども、このような理解は広く世間一般に浸透・定着しているとは言えないのが現実なのではないでしょうか。そんななかで、「重要な欠陥」の意義を適切に踏まえた企業すなわち内部統制報告制度の趣旨に素直に従った企業が、むしろ評判・風評リスクを負ってしまう事態に陥る危険性はないのでしょうか？ これは、私の杞憂にすぎないかもしれませんが、評判・風評リスクの回避を優先しようとするあまり、重要な事項（＝「重要な欠陥」になる可能性がある内部統制の不備）を見逃すような事態が起きなかったのでしょうか？ このようなケースは、金商法 197 条の 2 で罰則対象となる、内部統制報告書の重要な事項についての虚偽記載につながるおそれがありますので、十分な注意が必要です。

いずれにしましても、今後も内部統制報告制度を継続するなかで、官民ともに関係者全員が、「重要な欠陥」の開示の意義について、より一層理解を広めるように努力していくことが大切だと考えます。

【参考文献】町田祥弘・プロネクサス総合研究所（2009）

「内部統制報告の実態調査結果について〔概要〕」『週刊経営財務』21.7.6 No.2925